

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、長崎銀行カード規定の一部を構成するとともに同規定と一体化として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては長崎銀行カード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは長崎銀行カード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

なお、ICキャッシュカードを、ICキャッシュカード対応ATM等以外の現金自動預入支払機、振込機その他の端末で利用する場合には、従来のキャッシュカードとしての利用となります。

3. (1日あたりの払戻金額)

- (1) ICキャッシュカードによる1日あたりの限度額については、従来のキャッシュカードと同様、当行所定の金額範囲内とします。
- (2) 従来のキャッシュカードからICキャッシュカードに切替する場合、既に設定されている取引限度額がICキャッシュカードに引継がれます。

4. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行（再発行を含みます。）については、当行所定の再発行手数料をいただきます。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)